

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十八号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p>	<p>市町</p>	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p>	<p>市町</p>
<p>七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの（19）から71）まで、70）及び71）に規定するものについては、行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係る事務に限る。）</p> <p>(1) 57) (略)</p> <p>58) 法第六十九条の二第二項の規定による報告の受付</p> <p>59) 法第六十九条の二第四項の規定による情報の提供</p> <p>60) 71) (略)</p>	<p>広島市、呉市及び福山市（広島市については(1)、(2)、(6)、(7)、(11)に掲げる事務のうち地域医療支援病院に係るもの、(16)、(17)、(18)に掲げる事務のうち(11)に規定する命令で地域医療支援病院に係るもの及び(16)に規定する承認の取消しに係るもの並びに(19)から68)まで、70)及び71)に掲げる事務に限り、呉市については(3)から(5)まで、(8)から(15)まで、(18)から67)まで及び69)から71)までに掲げる事務に限り、福山市については(3)から(5)まで、(8)に掲げる事務のうち省令第二十四条の二に規定するエックス線装置に係る</p>	<p>七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの（19）から65)まで、68)及び69)に規定するものについては、行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係る事務に限る。）</p> <p>(1) 57) (略)</p> <p>58) 69) (略)</p>	<p>広島市、呉市及び福山市（広島市については(1)、(2)、(6)、(7)、(11)に掲げる事務のうち地域医療支援病院に係るもの、(16)、(17)、(18)に掲げる事務のうち(11)に規定する命令で地域医療支援病院に係るもの及び(16)に規定する承認の取消しに係るもの並びに(19)から66)まで、68)及び69)に掲げる事務に限り、呉市については(3)から(5)まで、(8)から(15)まで、(18)から65)まで及び67)から69)までに掲げる事務に限り、福山市については(3)から(5)まで、(8)に掲げる事務のうち省令第二十四条の二に規定するエックス線装置に係る</p>

<p>十 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この号において「法」という。）、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号。以下この号において「冷凍規則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号。以下この号において「液石規則」という。）及び一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下この号において「一般規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1から10まで、19から21まで、28、37から64まで、69、71から73まで、75及び76の事務については、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号。以下この号において「コンビ規則」という。）第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所（以下この号において「特定製造事業所」という。）に係る事務を除く。）</p> <p>(1) 52 (略)</p> <p>53 法第三十九条の二十一第一項の規定による認定高度保安実施者の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受付</p> <p>54 法第三十九条の二十三の規定による認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求</p> <p>55 76 (略)</p>	(略)	もの、(9)、(14)及び(69)に掲げる事務に限る。）
<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第</p> <p>53 74 (略)</p> <p>(1) 52 (略)</p> <p>53 法第三十九条の二十一第一項の規定による認定高度保安実施者の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受付</p> <p>54 法第三十九条の二十三の規定による認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求</p> <p>55 76 (略)</p>	(略)	もの、(9)、(14)及び(67)に掲げる事務に限る。）

<p>三 (1)・(2) (略) (3) 法第四十二条の二第一項、</p>	<p>事務 第三条 (略)</p>	<p>九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十二号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四の二(13)及び(16)、第二十二号の二(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
	<p>市町</p>	<p>(略)</p>
<p>三 (1)・(2) (略) (3) 法第四十二条の二第一項、</p>	<p>事務 第三条 (略)</p>	<p>九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十二号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四の二(13)及び(16)、第二十二号の二(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
	<p>市町</p>	<p>(略)</p>

<p>(4) (5) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(4) (5) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第四十二条の三第一項、法第四十四条第一項及び第三項、法第四十六条の五第一項ただし書、法第四十六条の五第六項ただし書、法第四十六条の五の三第二項、法第四十六条の六第一項ただし書、法第四十六条の八第四号、法第五十二条第一項、法第五十四条の九第三項及び第五項、法第五十五条第六項及び第八項、法第五十六条の六、法第五十六条の十一、法第五十八条の二第四項、法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第四項、法第六十条の三第四項、法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第四項並びに法第六十九条の二第二項の規定による社会医療法人に関する認定並びに医療法人に関する認可並びに届出、申請及び報告の受付（法第五十二条第一項の規定による届出について省令第三十三条の二の十二第一項第一号に規定する方法及び法第六十九条の二第二項の規定による報告について省令第三十八条の五第一項第一号に規定する方法により行われるものを除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>法第四十二条の三第一項、法第四十四条第一項及び第三項、法第四十六条の五第一項ただし書、法第四十六条の五第六項ただし書、法第四十六条の五の三第二項、法第四十六条の六第一項ただし書、法第四十六条の八第四号、法第五十二条第一項、法第五十四条の九第三項及び第五項、法第五十五条第六項及び第八項、法第五十六条の六、法第五十六条の十一、法第五十八条の二第四項、法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第四項、法第六十条の三第四項並びに法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第四項の規定による社会医療法人に関する認定並びに医療法人に関する認可並びに届出及び申請の受付</p>	<p>(略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。